

霧島市児童クラブ連絡会第2回総会



- と き 2007(平成19)年4月29日(日)
- ところ 霧島市国分シビックセンター3F大会議室
(霧島市国分中央3-45-1)
- 日 程 10:00~10:30
霧島市の2007年度「子育て支援事業」について
福祉課(児童福祉係り)から
- 10:30~11:15
「霧島市児童クラブ連絡会」第2回総会
会長あいさつ
第1号議案 2007年度事業計画について
第2号議案 予算・決算について
各児童クラブからの報告交流会(ワークグループごと)

霧島市児童クラブ連絡会2007年度事業計画について

2007年度霧島市児童クラブ連絡会行事予定(案)

月	霧島市連絡会行事予定	宮内児童クラブ行事予定	県連絡会行事予定
4	・霧島市児童クラブ連絡会総会	・入所式・進級式	・県連絡会結成準備会(4月28日)
5	・連絡会運営委員会	・各児童クラブ総会	・県連絡会結成準備会(5月13日)
6	・鹿児島県学童保育連絡会結成会(6月3日)		・県連絡会結成会(6月3日)
7	・事務局会 ・連絡会主催「合同新人指導員研修会」	・親子キャンプ	
8	・連絡会主催「児童クラブ交流会」	・緑陰読書会 ・1日遠足(指導員と)	
9	・第32回全国学童保育指導員学校<九州会場> (9月30日福岡・春日市) ・ブロック会議(指導員研修会)		
10	・連絡会運営委員会 ・鹿児島県への要望書提出		
11	・霧島市への要望書提出	・入所案内 ・1日遠足バスハイク親子で)	・第42回全国学童保育研究集会 (11.10-11/東京)
12	・事務局会	・大掃除 ・クリスマス会	
1	・ブロック会議(指導員研修会)		
2	・連絡会運営委員会	・新入所説明会	
3	・事務局会	・卒所式・お別れ会	

■各児童クラブの行事予定

2007(平成19)年度青葉児童クラブ行事予定

月	青葉小学校	児童クラブ	児童クラブ保護者会	運営委員会
4月	入学式(6日) 学級PTA(19, 20日) 家庭訪問(23日～5/2日)	入所式	入所式(1日) 保護者会(1日)	
5月	授業参観・PTA総会(11日) 集団下校訓練(14日) PTAリサイクル活動(19日) 春の一日遠足(24日) PTA奉仕作業(27日)	誕生会(4.5月) 避難訓練 親子行事	役員会 総会(20日)	
6月	土曜参観(2日)	誕生会	除草作業	運営委員会
7月	水泳学習発表会(4・5日) 学級PTA(6日) 終業式(20日) 夏休み(21日～)	東その山夏祭り 誕生会 図書館 制作 プール遊び バス遠足	保護者会 バーベキュー	
8月	PTA奉仕作業(19日)		除草作業	
9月	始業式(3日) 学級PTA(7日) 集団下校訓練(10日) 運動会(30日)	誕生会 アメニティー国分訪問	役員会	
10月	秋の一日遠足(25日)	誕生会 避難訓練 親子行事	保護者会	
11月	授業参観・PTA教育講演会(2日) PTAバザー(11日) PTAリサイクル活動(25日) 持久走大会(30日) 11周年式典(30日)	誕生会	保護者会 バザー話し合い 青葉小バザー出品(11日)	
12月	学級PTA(6日) 終業式(21日) 冬休み(22日)	誕生会 クリスマス会		
1月	始業式(8日) 授業参観・学級PTA(17・18日)	誕生会 イチゴ狩り	役員会	
2月	青葉まつり(22日) お別れ遠足(29日)	誕生会 避難訓練	保護者会	運営委員会
3月	学級PTA(7日) 終了式(25日) PTA送別会	誕生会 お別れ会	お別れ会 役員会 ワックスがけ	

都合により変更することもありますので、その際はご了承ください。
上記にはございませんが、夏・冬に草取りも計画しておりますのでご協力をお願いいたします。

こひつじ児童クラブ 2007 (平成19)年度行事予定

月	行 事	月	行 事
4	・入所進級式・第1回保護者会 ・国分隼人連絡会主任会(18日) ・前期補助金申請書提出	10	・運動会振替休日の為一日保育 ・指導員会(向花小児童クラブ)
5	・運営委員会 ・保護者会総会 ・母の日プレゼント制作	11	・児童募集のチラシ配布(北小) ・北小バザー参加 ・上半期運営費監査 ・秋の一日遠足
6	・各小学校振り替え休日のため為一日保育 ・指導員会(こひつじ児童クラブ) ・父の日プレゼント制作	12	・クリスマス会 ・たこ作り ・年末大掃除
7	・指導員研修会(鹿児島県主催) ・保護者会奉仕作業 ・夏祭りと工作会	1	・指導員会(宮内児童クラブ)
8	・プール遊び・川遊び ・アイデア貯金箱制作	2	・安全・衛生対策補助金申請書提出 ・入所説明会・体験入所
9	・親子レクリエーション ・後期補助金申請書提出 ・秋のコンサート(第一幼短音楽教師)	3	・平成19年度事業決算書・実績書作成(4月初めに提出) ・卒業式の為一日保育・お別れ会 ・春の一日遠足(お花見)

保護者会は、基本的に毎月1回設定してありますが、変更、中止の月もあります。
 この他に役員会を別途設定いたします。
 誕生会は、毎月行います。日程については、「こひつじ便り」で連絡しますのでご覧ください。
 2ヶ月に1回教会と施設管理連絡会を行う。

牧園にこにこ学童クラブ 2007 (平成19)年度行事予定

月	行 事	月	行 事
4	・新入生歓迎会	10	・おいも収穫 ・クッキング
5	・さつまいも植え ・保護者会「懇親会」	11	・牧小まつり出店
6	・梅干し、梅シロップ作り	12	・保護者会「もつちき、学童講演会」
7	・保護者会「親子ニューススポーツ大会」	1	・初詣
8	・プール遊び、平和教育	2	・クッキング
9		3	・お別れ遠足

その他、毎月誕生会とEMが入ります。
 『EM』とは、
 EMを使った泥だんごを作ったり、近くの川に投入し水質改善に取り組むなどの環境学習です。

2007(平成19)年度向花小児童クラブ年間活動計画

月	活動計画
4月	入所式(6日 府中公民館) 指導員ミーティング(11日) 保護者会(20日) 誕生会(28日)
5月	指導員ミーティング(7日) 戸外活動(19日) 誕生会(26日) 図書館、メディアセンター利用
6月	指導員ミーティング(4日) 一日遠足(10日) 保護者会(22日) 誕生会 国分隼人指導員会
7月	指導員ミーティング(2日 夏休み計画、レクレーションについて) 誕生会(20日) 親子レクレーション 小学校プール、図書館利用 霧島市学童保育指導員研修会
8月	指導員ミーティング(1日) 誕生会(21日) 一日遠足 施設見学 スケッチ大会
9月	指導員ミーティング(3日) 誕生会(22日)
10月	一日遠足(1日) 指導員ミーティング(3日) 保護者会(26日) 誕生会(27日)
11月	指導員ミーティング(5日) 誕生会(24日)
12月	指導員ミーティング(3日) クリスマス会 誕生会(21日)
1月	指導員ミーティング(8日) 誕生会(26日) お正月遊び(製作、遊び)
2月	指導員ミーティング(4日) 新一年生 入所説明会 保護者会(22日) 誕生会(23日)
3月	指導員ミーティング(3日) 卒所式、修了式、誕生会 お別れ会(24日)

2007（平成19）年度とみくま児童クラブ年間活動（案）

月	保護者会活動	月	保育活動 保育活動の[]は指導員研修などです
4月	役員会 監査	4月	誕生会（4月まれ）
5月	役員会（総会資料作成） 運営委員会 保護者会総会	5月	誕生会（5月まれ）
6月	役員会	6月	誕生会（6月生まれ） [地区指導員会]
7月	親子大掃除（夏・大掃除係担当） 保護者会 親子遠足（レクレーション係担当）	7月	誕生会（7月生まれ） [地区指導員会 研修] 親子遠足（レクレーション）
8月		8月	誕生会（8月生まれ） 歯みがき指導 遠足 ありがとう会 夏休み祭り
9月	役員会	9月	誕生会（9月生まれ）
10月	就学児健診時の入所案内	10月	[全国指導員学校 研修] 就学児健診にて入所案内 誕生会（10月生まれ）
11月	親子でゴミ拾い（地域ゴミ拾い担当） 保護者会	11月	誕生会（11月生まれ）
12月	親子大掃除（冬・掃除係担当） 保護者会 クリスマス会（クリスマス会係担当）	12月	誕生会（12月生まれ） クリスマス会
1月	役員会	1月	誕生会（1月生まれ） [地区指導員会 研修]
2月	役員会 体験入学にて入所案内	2月	体験入学にて入所案内 誕生会（2月生まれ）
3月	役員会 親子大掃除（春・掃除係担当） 卒所式・お別れ会（お別れ会係）	3月	誕生会（3月生まれ） 卒所式・お別れ会

2007(平成19)年度『わんぱくランド』年間活動計画

月	活動計画
4月	春の遠足(2日 新一年生歓迎遠足/北薩方面) 花見(15日 保護者会交流会/国民休養地)
5月	母の日プレゼント作り(7日~) ミニピクニック(26日 上床公園)
6月	田植え(9日 始良町) 父の日プレゼント作り(11日~)
7月	夏休み(20日~) 遠足(30日 鹿児島健康の森公園)
8月	そうめん流し(1日) 七夕飾り(7日) お泊まり会・星の観測会(10日) バイキング(21日) 中岳登山(24日)
9月	田んぼの観測(8日 始良町)
10月	稲刈り(13日 始良町) 十五夜団子作り
11月	栗野岳公園遠足(閉山式) 歩こう会(校区育成会/高千穂公民館)
12月	餅つき大会(15日) イルミネーション見学(21日 湧水町) クリスマスケーキ作り(22日) ありがとう祭り(27日) みんなで大掃除
1月	初詣(5日 霧島神宮) 鏡開き(11日) たこ作り(校区育成会/高千穂公民館) 真冬の自然探検(白紫池・六観音池・不動池)
2月	節分(3日) ひな人形作り
3月	ひな祭り(3日) 春休み始まり(24日)

霧島市児童クラブ連絡会 2006 年度決算報告

(旧国分・隼人児童クラブ連絡会)

国分・隼人児童クラブ連絡会2006(平成18)年度収支決算書

収入の部

2006年3月1日～2007年3月31日

科 目	金 額	備 考
会 費	75,000	15,000円×5クラブ
前年度繰越金	18,333	前年度繰越金
合 計	93,333	

支出の部

科 目	金 額	
事務消耗・需用費	7,200	事務用品費
会議費	6,220	総会・ブロック会・運営委員会の旅費・会場費など
通信・印刷費	8,100	情報紙等の郵送・印刷費
活動・研修費	25,233	連絡会研修会(交流会・研修会講師代等)
事務局費	39,700	事務文書作成費等(2500円×5) 事務局会・県・市申し入れなど
予備費	0	
合 計	86,453	

93,333円(総収入) - 86,453円(総支出) = 6,880円(残高)

6,880円を霧島市児童クラブ連絡会2007年度予算に繰越します。

2007年4月29日

霧島市児童クラブ連絡会2007年度収支予算案

収入の部

2007年4月1日～2008年3月31日

科 目	金 額	備 考
会 費	60,000	5,000円×12クラブ
寄付金	1,000	科目設定
雑収入	22,120	月刊「学童ほいく」・全国連絡会書籍取り扱い手数料、バザー益金等
繰越金	6,880	旧国分隼人児童クラブ連絡会繰越金
合 計	90,000	

支出の部

科 目	金 額	
事務消耗・需用費	5,000	事務用品費
会議費	20,000	総会・ブロック会3回・運営委員会の旅費など
通信・印刷費	10,000	情報紙等の郵送・印刷費
活動・研修費	20,000	連絡会研修会（交流会・研修会講師代等）
事務局費	30,000	事務文書作成費等(2500円×5) 事務局会・県・市申し入れなど
予備費	5,000	
合 計	90,000	

霧島市児童クラブ連絡会 旅費規程

第1条 連絡会の役員並びに事務局が機関の決定に基づき、行動する場合の行動費、旅費は、この規定による。

第2条 旅費の種類は、交通費、日当、及び宿泊費とする。

2. 県外出張の旅費、日当は予算執行の実情を考慮し、運営委員会で決定する。

第3条 日当、及び旅費は、次の通りとする。

日 当 県内 1,500円 県外 2,000円

宿泊費 県内 8,000円（実費） 県外 9,000円（実費）

2. 県外行動費は、1日3,000円とする。

第4条 事務局が機関の決定に基づく業務を執行したときは、次の通り行動費を支払う。

文書作成費（要望書及び通信） 文書料 2,500円/1回

交通費 実費 日当 1,500円

第5条 役員及び事務局以外の者で、運営委員会の議を経て会長が必要と認めたものについては、原則としてこの規程による旅費を支払う。

第6条 この規程に定めのない事項が生じた場合は、運営委員会で決定する。

第7条 この規程の改廃は、総会で議決する。

附 則 この規程は、2007年2月4日から実施する。

役員について

役 員	氏 名	所 属	連絡先
会 長	加来 宗暁	高陵寺保育園児童クラブ	5 9 - 2 2 3 2
副 会 長	上村 斉子	とみくま児童クラブ	4 3 - 8 5 1 3
	中村 信男	わんぱくランド	7 8 - 2 8 8 6
事 務 局	続 博治	宮内児童クラブ	4 3 - 8 1 3 5
	諸留 清子	宮内児童クラブ	4 3 - 8 1 3 5
	田間美沙緒	青葉児童クラブ	4 5 - 7 8 0 0
ブロック長	加来 宗暁	高陵寺保育園児童クラブ	
	上村 斉子	とみくま児童クラブ	
	中村 信男	わんぱくランド	
会 計	田間美沙緒	青葉児童クラブ	
会計監査	和田 里美	牧園にこにこ学童クラブ	7 6 - 1 3 6 4
	井上裕美子	至宝学童クラブ	7 3 - 2 3 7 1

事務局連絡先

住所：霧島市隼人町神宮 3 - 4 - 1 宮内児童クラブ内

TEL / FAX 0 9 9 5 - 4 3 - 8 1 3 5

【資料】

「放課後子どもプランの推進について」の両局長通知（案）

「放課後子どもプラン」の基本的な考え方について

2月7日の開かれた「放課後子どもプラン全国地方自治体担当者会議」（都道府県・政令市・中核市の教育委員会生涯学習担当者と学童保育担当者を対象とした文部科学省と厚生労働省が合同で開催した説明会）で「放課後子どもプラン」の基本的な考え方を示す文部、科学省と厚生労働省の両局長名の通知（案）が出されました。

18 文科生第 号

雇児発第 号

平成 19 年 月 日

都道府県知事・都道府県教育委員会教育長
各 指定都市市長・指定都市教育委員会教育長 殿
中核市市長・中核市教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「放課後子どもプラン」の推進について

放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保するため、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、平成 19 年度から、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を創設することとし、その必要経費を平成 19 年度予算（案）に計上しております。

つきましては別紙のとおり放課後子どもプランの基本的な考え方を定めたので平成 19 年度からの効果的かつ円滑な実施にご配慮いただくとともに、管内・域内市町村、市町村教育委員会に対しまして周知徹底いただきますようお願いいたします。

（別紙） 「放課後子どもプラン」の基本的な考え方

1 目 的

地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村（特別区を含む。以下同じ）において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、全小学校区において、文部科学省「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業（放課後子どもプラン）を推進する。

2 定 義

「放課後子どもプラン」は市町村が策定する総合的な放課後対策事業の「事業計画」（後述）と同計画に基づく「事業」を総称する概念である。この「事業」は、市町村が実施する「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」で構成される。

3 実施主体

放課後子どもプランの事業計画の策定主体は、市町村とするが、同計画に基づく「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の実施については、市町村、社会福祉法人、その他の者が行うものとする。

4 事業経費

- (1) 国において「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」の両事業を「放課後子どもプラン推進事業」（案）として、補助金交付要綱を一本化し、都道府県・指定都市・中核市に交付する。
- (2) 都道府県においては、(1)に準じて一つの補助金交付要綱を作成し、市町村（指定都市及び中核市を除く）からの申請の受付、補助金の交付等を教育委員会が一括して事務処理を行うことが望ましい。

5 事業計画の策定

(1) 事業計画の策定、

各市町村においては、域内の全小学校区において総合的な放課後対策事業の実施を図るため、放課後子どもプランの事業計画（例：○○市放課後子どもプラン）の策定に努めるものとする。事業計画には、おおむね以下の事項を盛り込むこととする。

市町村全体として盛り込む事項

- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策について
- ・当該市町村における放課後対策事業の運営委員会の設置について

小学校区毎に盛り込む事項

- ・放課後対策事業の利用者数の見込みについて
- ・平成 21 年度までの放課後対策事業の実施計画について
- ・現に児童館や公民館などの小学校外で実施している取組と小学校内で実施している取組との具体的な連携方策について

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村(都道府県)行動計画との関係

市町村(都道府県)においては、次世代育成支援対策推進法に基づき平成 21 年度までの市町村(都道府県)行動計画を策定しているが、事業計画の内容が、行動計画を前倒して実施するものであったり、行動計画を上回るものであったりすることも考えられるこの場合、行動計画の変更は必ずしも必要としないこととし、放課後対策事業は、事業計画に基づき実施するものとする。

なお、平成 21 年度までの行動計画において、既に小学校区毎の放課後対策事業の実施が位置付けられている場合は、それに基づいて事業計画を策定するものとする。

6 都道府県等の体制及び役割等

都道府県等においては、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、以下のような支援を実施するものとする。

- (1) 放課後子どもプランの実施に当たって、域内全体で子どもの健全育成を支援するという観点から、各都道府県等に、行政関係者(教育委員会及び福祉部局)、学校関係者(小学)校の校長又は教頭等の代表、社会教育関係者(PTA や青少年関係団体等の代表)、福祉関係者、学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図ることとする。
- (2) 上記「推進委員会」においては、放課後対策事業の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、指導者研修の企画、事業実施後の検証・評価等、域内における放課後対策の総合的な在り方を検討し、域内の各市町村を支援するものとする。
- (3) 域内の各市町村が実施する放課後対策事業に関わるコーディネーターや安全管理員、放課後児童指導員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修を合同で開催し、市町村を支援するものとする。
- (4) 都道府県等においては、基本的に教育委員会が主管部局となり、福祉部局と連携しつつ放課後子どもプランを推進することとする。なお、都道府県等の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えないこととする。
- (5) 都道府県等の主管部局は、推進委員会の事務局、研修会の開催、国への補助金申請事務等の業務を行うがその実施に当たっては、福祉部局又は教育委員会と事前の調整等緊密な連携を図るものとする。

7 市町村の体制及び役割等

市町村においては、放課後子どもプランを策定し、小学校区毎の円滑な放課後対策事業を実施する。

- (1) 放課後子どもプランの実施に当たって、効果的な事業運営を検討する観点から、各市町村に、行政関係者(教育委員会及び福祉部局)、学校関係者(小学校の校長又は教頭等の)代表、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA 関係者、地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図ることとする。
- (2) 上記「運営委員会」においては、事業計画、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等を検討する。
- (3) 市町村においては、基本的に教育委員会が主管部局になり、福祉部局と連携しつつ放課後子どもプランを推進することとする。なお、市町村の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えないこととする。
- (4) 市町村の主管部局は、運営委員会の事務局、事業計画の策定、都道府県への補助金の交付申請事務、放課後対策事業の実施等の業務を行うが、その実施に当たっては、福祉部局(又は教育委員会)と事前の調整等、緊密な連携を図るものとする。

8 市町村における事業の実施(教育委員会と福祉部局との連携等)

(1) 小学校内における実施等

放課後子どもプランは小学校内で行うことを基本とし、このため、事業計画の策定に当たっては、できる限り余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を検討する。

また、校庭、体育館、図書室、保健室の使用など、学校諸施設の弾力的な活用に努めることとする。

なお、現に公民館や児童館など小学校外で事業を行っている場合であって、特段の支障が生じていない場合は、引き続き当該施設等での実施も差し支えないこととする。

子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、教職員と事業関係者との間で迅速な情報交換を行うなど、十分な連携に努めること。

(2) コーディネーターの配置

各小学校区毎に放課後対策事業の総合的な調整役としてコーディネーターを配置し、事業の円滑な実施を図るための調整を行うこととする。

また、コーディネーターは、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連絡、調整、ボランティア等の地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画・策定等を行うこととする。

(3) 様々な活動機会の提供

「放課後子ども教室推進事業」の中では、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供を推進することとする。その際には「放課後児童健全育成事業」の対象児童に対しても、その機会が提供できるようにコーディネーターをはじめ、事業関係者の間において、十分な調整に努めるものとする。

(4) 放課後児童健全育成事業の対象児童に対する配慮

放課後子どもプランを実施するに当たって、「放課後児童健全育成事業」の対象児童に対しては現在と同様のサービスを提供することとする。

<サービスの内容例>

- ・適切な指導員の配置
- ・専用のスペースの確保
- ・保護者の就労状況を考慮した開設日数、開所時間の確保（原則として授業日及び長期休業日等（年間250日以上）は開所。授業日は3時間以上、長期休暇時は8時間以上開所（概ね18時まで）すること）
- ・出欠確認をはじめとする子どもの安全確認の実施
- ・家庭との日常的な連絡、情報交換等の実施等

【資料】

放課後子どもプラン推進事業補助金交付要綱（案）

文科生第 号
厚生労働省発雇児第 号
平成19年 月 日

都道府県知事

各 指定都市市長 殿

中核市市長

文部科学事務次官

厚生労働事務次官

放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。

別紙 放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱

(通則)

1 放課後子どもプラン推進事業費の国庫補助については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号以下「法」という補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。))及びこの交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進することを目的とする。なお、放課後児童健全育成事業等(平成19年 月 日 文科生第 号、雇児発第 号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2に基づく事業)については、併せて、児童手当法(昭和46年法律第73号)第29条の2に規定する児童育成事業として、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金は、以下の(1)～(7)の事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として(1)～(3)については文部科学大臣が(4)～(7)については、厚生労働大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1)放課後子ども教室推進事業

平成19年 月 日 文科生第 号、雇児発第 号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1の に基づき市町村(特別区を含み、指定都市、中核市を除く。以下同じ。)が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(2)放課後子ども教室備品整備事業

平成19年 月 日 文科生第 号、雇児発第 号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1の に基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(3)放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業

平成19年 月 日 文科生第 号、雇児発第 号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1の に基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(4)放課後児童健全育成事業

平成19年 月 日 文科生第 号、雇児発第 号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2の に基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(5)放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業)

平成19年 月 日 文科生第 号、雇児発第 号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2の に基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(6)放課後児童クラブ支援事業

平成19年 月 日 文科生第 号、雇児発第 号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2の に基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(7)放課後児童指導員等資質向上事業

平成19年 月 日 文科生第 号、雇児発第 号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2の に基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(4 以下省略)

別表

	1 区分	2 基 準 額	3 対象経費	4 補助率
地域子ども教室推進事業等	放課後子ども教室推進事業費等	1 放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）費 （ 1 ）放課後子ども教室運営費 （ 2 ）運営委員会経費 （ 3 ）コーディネーター経費 市町村が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室の運営に必要な経費（当該自治体で認める会議費以外の飲食物費を除く。）	1 / 3
		2 放課後子ども教室備品整備事業費 市町村が教室の開設に必要とする金額を積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室開設のための備品の整備に必要な経費（施設整備費に該当するものは除く。）	
	放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業費	3 放課後子ども教室指導者研修・推進委員事業費 （ 1 ）推進委員会経費 （ 2 ）コーディネーター研修経費 （ 3 ）安全管理員等研修経費 都道府県・指定都市・中核市が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業に必要な経費（当該自治体で認める会議費	
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費 （ 1 ）開設日数 250 日以上 1 クラブ（年間平均児童数 10～19 人）当たり年額 990,000 円 × 所数 1 クラブ（年間平均児童数 20～35 人）当たり年額 1,612,000 円 × 所数 1 クラブ（年間平均児童数 36～70 人）当たり年額 2,408,000 円 × 所数 1 クラブ（年間平均児童数 71 人以上）当たり年額 3,204,000 円 × 所数 開設日数加算額（原則として 1 日 8 時間以上開所する場合） 13,000 円 × 251 日～300 日までの 250 日を超える日数 長時間開設加算額（1 日 6 時間を超え、18 時を越えて開設する場合） 1 クラブ当たり年額 309,000 円 × 所数 障害児受入推進費額（障害児を受入れる場合） 1 クラブ当たり年額 687,000 円 × 所数 （ 2 ）特例分（開設日 200～249 日） 1 クラブ（年間平均児童数 20 人以上）当たり年額 1,611,000 円 × 所数 長時間開設加算額（1 日 6 時間を超え、18 時を越えて開設する場合） 1 クラブ当たり年額 296,000 円 × 所数	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。）	
		2 放課後子ども環境整備事業費 （ 1 ）放課後児童クラブ設置促進事業 1 事業当たり 7,000,000 円 （ 2 ）放課後児童クラブ環境改善事業 1 事業当たり 1,000,000 円 （ 3 ）放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1 事業当たり 1,000,000 円	放課後子ども環境整備事業に必要な経費	
		3 放課後児童クラブ支援事業費 （ 1 ）ボランティア派遣事業 1 事業当たり年額 441,000 円 × 事業数 （ 2 ）放課後子どもプラン実施支援等事業 1 市町村当たり年額 750,000 円 （ 3 ）放課後児童等の衛生・安全対策事業 1 市町村当たり年額 584,000 円	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費	
	放課後児童指導員等資質向上事業費	4 放課後児童指導員等資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市 1 か所当たり年額 1,000,000 円	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費	

よくわかる

全国学童保育連絡協議会編集

緊急出版

放課後子どもプラン

- 発行 (株) ぎょうせい
- 発行予定日 4月27日
- A5判160ページ 定価1700円(税込み)

< 目次 >

- 第1章 「放課後子どもプラン」とは
- 第2章 文部科学省の「放課後子ども教室」とは
- 第3章 学童保育を推進する厚生労働省の方針
- 第4章 学童保育の現状と課題
- 第5章 学童保育の拡充と地域の子育て支援の課題
- 寄稿 地域の子育てと「放課後子どもプラン」
—「机上のプラン」から「発達保障プラン」に—
増山 均(早稲田大学文学学術院教授)

資料編 放課後子どもプラン推進事業の実施要綱等(18資料掲載)



2007年度から厚生労働省と文部科学省が連携して推進する「放課後子どもプラン」。

厚生労働省管轄の学童保育事業と、文部科学省が新規事業として始める「放課後子ども教室推進事業」が、それぞれ拡充され、連携を図っていくために何が必要なのでしょうか。

厚生労働省は学童保育を2万か所に増やす計画を立て、71人以上の学童保育の解消やガイドラインの策定など、質的な拡充も計画しています。

マスコミ報道ではわからない「放課後子どもプラン」の全体像に迫る初の解説書です。

全国学童保育連絡協議会 〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13 TEL 03(3813)0477
<http://www2s.biglobe.ne.jp/~gakudou>

ご注文はファクスでもどうぞ FAX番号 03-3813-0765

注文書

よくわかる放課後子どもプラン

A5判 定価1700円(本体1519円+税) 送料290円 *定価は5%税込み価格です。

[] 冊注文 お名前
送り先 〒
お電話

*お客様の個人情報は、書籍のお届けとお問い合わせ、弊協議会からの刊行物や催し物等の案内以外の目的には使用しません。